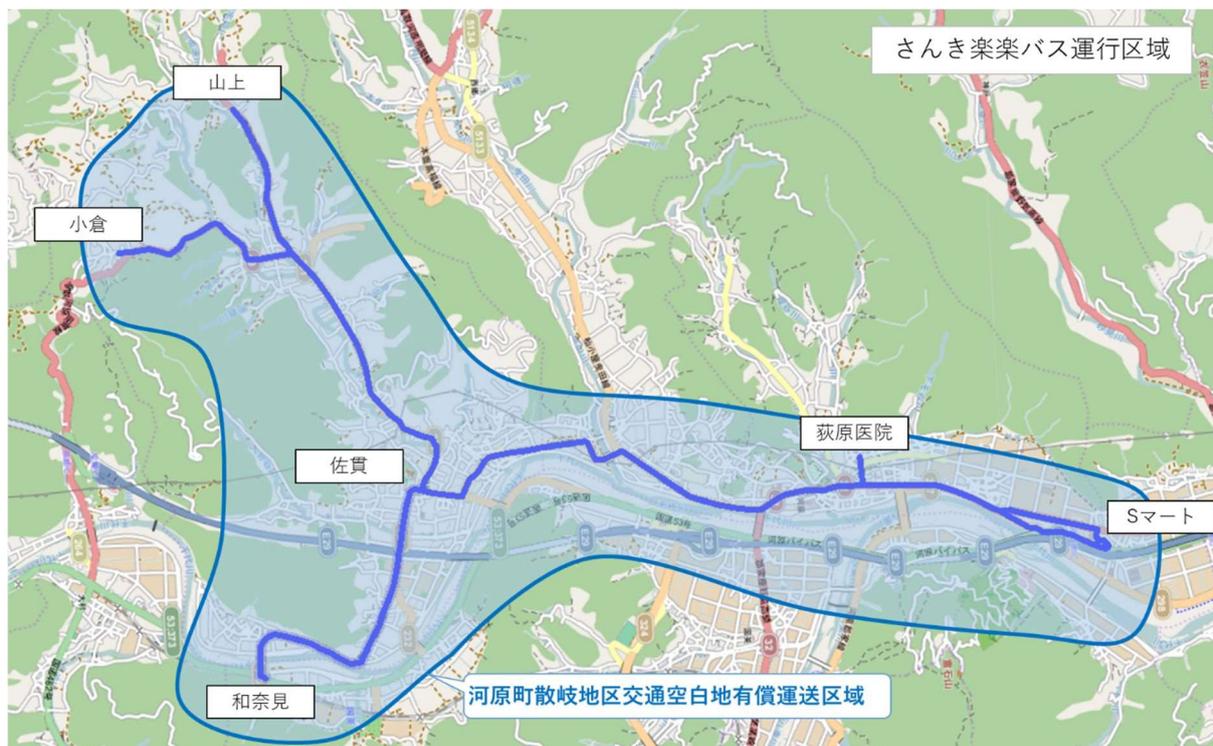


さんき楽楽バスの更新登録について

鳥取市南部地域で運行してきた鳥取市自家用有償「南部支線バス」令和3年度で廃止となったことから令和4年4月より運行を開始しました。令和6年3月8日をもって有効期間が満了することによる更新です。

- 1 運営主体 ふるさと散岐地域づくり協議会
- 2 運営方法 交通空白地有償運送
 - (1) 運行開始 令和4年4月1日
(運行登録：令和4年3月9日、登録番号：中鳥交第14号)
 - (2) 運転手 8人
 - (3) 車両について 10人乗り乗用車1台
- 3 旅客の範囲
散岐地区の住民及び散岐地区に用を有する者及び観光客
- 4 利用者 小学生、一般（中学生以上）
- 5 運行形態：区域内での定時定路線
 - ① 山上・小倉線(山上・小倉⇒S マート⇒山上・小倉) 3往復6便
 - ② 山上・小倉線(山上・小倉⇒河原口) 2本片道
 - ③ 和奈見線(佐貫⇒和奈見⇒佐貫) 2往復4便



- 6 運賃 別添「さんき楽楽バス 旅客から収受する対価」のとおり

さんき楽楽バス 旅客から収受する対価

区分		使用料
一般（中学生以上）		200 円/回
小学生		100 円/回
幼児		無料
障害者等		100 円/回
定期券	一般	400 円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	中学生	400 円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	小学生	200 円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	障害者等	200 円に有効期間内の運行日数を乗じた額

※障害者等

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人
- ・要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人